



# 通学路等の安全対策

Q 予算措置や従事する職員の優先度は

A 計画に基づく予算措置。事業量による職員配置に努めている

QRコード

久保田 正利 議員

録画配信はこちら

Q 給食費の時限的な  
無償化や軽減措置

答 (総務政策監) 物価高騰による子育て世代に経済的負担軽減を実施すべきである。給食費の時限的な無償化、または時間的無償化、または時間的無償化、または時間的無償化。

Q 建物の断熱や気密性が低いと透過率が高く、非常に効率が悪くなり、光熱費が上昇することにつながる。外壁の外断熱、ペアガラス、二重サッシ、開口部の遮熱措置、屋根屋上防水の対応は必須であると思う。併舍等リニューアル事業における空調省エネ対策はどのように実施するのか。

答 (総務政策監) 秦荘庁舎の空調設備は、各フロアや部屋に個別式エアコンを設置する予定である。また、新たに建築する保健センター棟については、個別式エアコンを設置する。外壁の平均熱貫流率や、窓の平均日射熱取得率等を基にした空調設備の選定を行った省エネ対策に努めた建物としている。

Q 公共施設の省エネ対策

答 (総務政策監) 町の独自財源での実施は財政的に厳しく困難である。現段階において無償化は考えられない。

Q 災害時の障がい者や高齢者への対応

答 (教育次長) 東日本大震災では障がい者の死亡率が健常者の2倍であり、災害時は自力での避難が困難な人が取り残されている。障がい者や高齢者を含めた形式的な防災訓練ではなく、充実した防災訓練の内容を問う。

Q 通学路などの安全対策

答 (町長) 事業量を勘案した配置に努めている今和4年度決算の概要、重点施策の取り組みと成果と今後の対策に、命に関わることであり、早期に対策を完了させることが大切である。令和4年度決算等の安全対策の重要度、予算措置の優先度、従事する職員配置の優先度を問う。



# 駐車場周知看板の設置について

Q 周知看板は本契約とは別途工事だ

A この看板は解体工事との関連性は高い



辰己 保 議員

QRコード

録画配信はこちら

Q 駐車場周知看板の設置は、県屋外広告物条例に照らしてどのように認識しているのかを問う。

答 (町長) まずは口頭による指導。改善が見られない場合は、文書等の必要性を把握してなかつたことが原因。問題を認識後、交付、それでも改善が見られない場合は措置命令書の交付となる。最終的には行政代執行や警察への告発の手続きを取ることになる。

Q 周知看板の設置費用は、解体工事に含まれていたのか。

答 (町長) 既存の看板の設置費用は、是正にかかる費用は、業者との協議により追加分は生じていない。

Q 看板は、一度撤去し再設置した。検査も行わずに工事仕様書以外の工事が行われるのかを問う。

答 (町長) 町との別契約者ではない。再設置は、現場の手直し作業である。検査は今後実施する。

Q 県条例に抵触する進言をしなかつた職員のコメントプライアンスを問う。

答 (町長) 町が広告物を設置する場合には、建設・下水道課に通知を行う必要があるが、この手続きが欠落していた。看板を歩道敷に入れ込んだ設置行為は認められていない。

Q 県条例への認識不足が主因

答 (町長) 駐車場周知看板を撤去されたが、誰が費用負担を行うのかを問う。

答 (町長) 駐車場周知看板は、解体工事に含まれていたのかを問う。

答 (町長) 周知看板は、解体工事の変更契約となる依頼しているところである。

答 (町長) 周知看板の設置費用は、当初設計に含まれていない。解体工事中に町民の方から「なぜかできるのですか」などの問い合わせがあり、広く普段の生活中で見える形で周知情報提供を検討し設置することとした。

答 (町長) 周知看板の設置費用は、解体工事に含まれていたのか。公契約として適切な処理対応は妥当と考える。

答 (町長) 今回の工事変更の対応が、他の工事と比較して配慮が欠けていたとは考えていない。

答 (町長) 学校給食費は、学校給食を受けた児童又は生徒の保護者が負担とするとされており、給食費の無償化は考えていない。

Q 通学路などの安全対策

答 (町長) 事業量を勘案した配置に努めている今和4年度決算の概要、重点施策の取り組みと成果と今後の対策に、命に関わることであり、早期に対策を完了させることが大切である。令和4年度決算等の安全対策の重要度、予算措置の優先度、従事する職員配置の優先度を問う。

Q 学校給食費の無償化を

答 (教育次長) 今後の工事変更の対応が、他の工事と比較して配慮が欠けていたとは考えていない。

答 (町長) 今回の工事変更の対応が、他の工事と比較して配慮が欠けていたとは考えていない。

答 (教育次長) 今後実施する。